

東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反して
いるとして、各委託料の返還を求める住民監査請求の監査結果について

令和5年3月6日付けで提起された住民監査請求について、監査委員から、以下のとおり監査結果が出されましたのでお知らせします。

本件各契約の締結及びこれに基づく委託料の概算払に違法又は不当な点は認められず、本件各団体に対する委託料の返還請求等を求める請求人の主張には理由がない。

(本件各契約：令和4年度東京都若年被害女性等支援事業に係る各団体と締結した委託契約)

(本件各団体に対する委託料：本件各契約につき概算払で支出した委託料)

○ 請求の内容

令和4年度における東京都若年被害女性等支援事業に係る各団体と締結した委託契約（本件各契約）及びこれに基づく委託料の概算払が地方自治法や東京都会計事務規則等に違反しているとして、各団体に対する各委託料の返還等の措置を求めたもの。

○ 監査対象局

福祉保健局

○ 判断要旨

本件各契約の締結及び各委託料の概算払は不合理でないことを監査対象局の説明により確認したことなどから、各委託料の概算払に違法又は不当な点は認められない。

○ 監査結果通知日

令和5年5月1日（月）

※ 監査結果の全文については、別添「東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求の監査結果」をご覧ください。